10　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一二条関係）

13　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一四条関係）

15　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができること等を規定している。（第一五条関係）

16　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一六条関係）

17　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一七条関係）

18　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第一九条関係）

20　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二〇条関係）

21　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二一条関係）

22　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二二条関係）

23　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している。（第二三条関係）

24　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二四条関係）

25　この協定の目的を達成するために設置する合同委員会について規定している。（第二五条関係）

26　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二七条関係）

27　第二条、第三条又は第六条の規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

条　約

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月九日

内閣総理大臣　菅　義偉

条約第十五号

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定

日本国及びコートジボワール共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。